

# 賠償責任保険

賠償責任保険/施設所有管理者特約、生産物特約、  
 受託者特約、工事場内建設用工作車危険担保に関する追加条項、  
 農作業場内作業用車両危険担保に関する追加条項、作業対象物 仕事の目的物に関する追加条項

本保険制度に関する詳細は、ホームページにも掲載しております。

産振中央会  検索

<http://www.sansinchuoukai.or.jp>

本保険制度は、損害保険ジャパンを幹事保険会社として、次の損害保険会社との共同保険契約となっております。  
**損保ジャパン 東京海上日動 三井住友海上 日本興亜損保 エース損保**

# 傷害保険

短期活動プラン/普通傷害保険(行事参加者の傷害補償特約)  
 長期活動プラン/傷害総合保険(管理下中の傷害補償特約)  
 一括加入プラン/普通傷害保険(学校契約団体傷害保険特約)

## 1. 制度の概要

- 1 学校管理下のキャリア教育(職場体験等)・インターンシップ(就業体験等)・ボランティア(奉仕活動)における事故に対応
  - 2 団体割引により低額の保険料で高い補償
  - 3 加入は随時1名からでも可能(一括(年度単位)加入プランを除きます。)
  - 4 傷害保険については1日から加入可能
- ※傷害保険の短期活動・一括加入プランを除きます。

## 2. 対象となる活動

学校が教育活動の一環とするキャリア教育(職場体験等)、インターンシップ(就業体験等)、ボランティア(奉仕活動)  
 ※学校長が「学校管理下の職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動」と認める活動(往復途上を含みます。)にかぎります。 ※専門高校等における実務・教育連結型人材育成システムも対象になります。  
 ※通常の授業中の事故は対象外となります。 ※看護科の生徒の医療行為(注射器の使用等)および実習は対象外となります。 詳しくは産業教育振興中央会ホームページをご参照ください。

## 3. 補償の対象者

学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校(盲、聾、養護学校)の児童・生徒(専攻科生徒を含みます。)  
 ※維持会員は添付の加入依頼書にてお申込ください。会員未登録の学校は、学校賛助会員にご登録(会費不要)のうえ、本制度にご加入ください。  
 学校賛助会員への登録については産業教育振興中央会ホームページ細則をご参照ください。

## 4. ご加入方法

### ●加入依頼書のご提出

- ①学校の中に、ご担当者(責任者)をお決めください。
- ②ご担当者は、加入の対象となる児童・生徒について被保険者名簿を作成し、加入依頼書に添付して下記送付先までご送付ください。  
 (被保険者の名簿は学年・クラス・氏名(傷害保険加入の場合は保険期間)が記載されていれば書式は問いません。必ず学校の控えとしてコピーをとっておいてください。)

【加入依頼書ご提出先】 〒103-8214 東京都中央区日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル7F  
 株式会社 第一成和事務所 (TEL 03-3669-2831)

※加入依頼書や名簿の書式は産業教育振興中央会のホームページにも記載されており、印刷のうえご使用いただけます。  
 ※ご加入は随時可能ですが、児童・生徒個人での申込みはできませんので必ず学校でとりまとめをしてお申込み下さい。

### ●保険料のお振込み

- ①学校は、加入対象となる児童・生徒(保護者)より保険料をとりまとめ、産業教育振興中央会の指定口座にお振込みいただきます。  
 (振込手数料は、学校のご負担となります。)
- ②保険責任は保険料振込日(着金日)の翌日以降となりますので、保険開始前日までに着金となるように速やかにお振込みをお願いします。

【保険料お振込口座】 三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通口座 1006904  
 口座名義:(財)産業教育振興中央会 保険口座

※お振込みは電振でお願いたします。

### ●保険証書(加入者証)等に該当するもの

保険証書(加入者証)、保険料領収証は発行いたしません。  
 下記書類は保険証書(加入者証)に相当しますので大切に保管してください。  
 ①銀行の振込控 ②加入依頼書(写) ③加入者名簿(写)

## 5. ご加入にあたっての注意事項

### 賠償責任保険制度

- 保険期間の途中で解約しても保険料の返還はいたしません。
- この保険は、保険の対象となる方(以下被保険者)に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。従って、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。事故が発生した場合は必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

### 共通事項

- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約の後に契約内容に変更が生じた場合には、ただちに下記の問い合わせ先にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険契約は下記の損害保険会社5社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。損保ジャパン(幹事会社)、東京海上日動、日本興亜損保、三井住友海上、エース損保引受割合については、パンフレット裏面に記載の取扱代理店にご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)、またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる部分については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。傷害保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 当該制度の被保険者となる児童・生徒およびその保護者の方にも、このちらしに記載した内容をお伝えください。
- このちらしは、「インターンシップ、ボランティア等体験活動補償制度」の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店(株)第一成和事務所までご連絡ください。また、産業教育振興中央会のホームページ(<http://www.sansinchuoukai.or.jp>)でも本制度の内容がご覧いただけます。

### 個人情報の取扱いについて

- (財)産業教育振興中央会は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

<p>(取扱代理店)  <b>株式会社 第一成和事務所</b> 〒103-8214 東京都中央区日本橋人形町2-26-8 サンマルコビル7F                  TEL 03-3669-2831 FAX 03-3667-9037                  E-mail: seiwai@d-seiwa.co.jp</p>	<p>(引受幹事保険会社)  <b>株式会社損害保険ジャパン</b> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1                  TEL 03-3349-3216 FAX 03-3348-6939                  営業開発第一部第一課</p>
<p>&lt;保険契約者&gt;  <b>財団法人 産業教育振興中央会</b> 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-8-1 工業教育会館6階                  TEL 03-5211-6861 FAX 03-5211-6863  <a href="http://www.sansinchuoukai.or.jp">http://www.sansinchuoukai.or.jp</a> E-mail: info@sansinchuoukai.or.jp</p>	

# 賠償責任保険

## 1. 補償の内容

国内において、児童生徒が学校の管理下で行う職場体験・就業体験活動・奉仕活動中に他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※生徒個人に責任があり、法律上の損害賠償責任を負った場合のみが対象となります。

## 2. 補償の対象となる主な場合

学校管理下で行う職場体験活動、就業体験活動、奉仕活動中やそれに伴う以下の事由により第三者の身体や財物に損害を与え、児童・生徒個人が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。(往復途上も活動中に含まれます。)

※法律上の賠償責任が学校側に問われる場合には補償の対象となりません。各団体における学校賠償責任補償制度等をご確認ください。

- 活動に伴って発生した偶然な事故
- 活動に伴って生産・加工または提供した財物に起因する偶然な事故
- 活動の結果に起因する偶然な事故
- 占有、使用または管理する受託物を損壊または盗取(詐取を含みます。)により、受託物の正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負った場合

## 3. 補償の対象とならない主な場合

- 被保険者の故意による賠償事故
- 戦争・内乱・暴動・武装反乱による事故
- 地震・噴火・洪水・津波等の自然変象による事故
- 世帯を同じくする親族に対する事故
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任事故
- 航空機・自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶等の所有、使用、管理に起因する事故。ただし、農作業用車両や工作車両での公道以外での事故を除きます。
- 排水・排気起因する事故
- 生徒の医療行為(注射器の使用等)や針・灸等におよぶ実習に起因する事故 など

## 4. 保険期間・補償金額・保険料

(団体割引30%適用)

保険料	1名250円		※期間の途中でご加入いただく場合の保険料も1名250円となります。 ※中途で解約される場合も保険料の払い戻しはありません。	
補償金額	身体賠償	1名・1事故	1億円限度	※生産物賠償責任保険の場合、保険期間中のお支払い限度額となります。
	財物賠償	1事故・期間中	2,000万円限度	
自己負担額0円				
保険期間	平成23年4月1日午前0時～平成24年3月31日午後12時まで ※期間の途中で随時ご加入いただけます。 学校がとりまとめを行い、指定口座にお振込ください。産業教育振興中央会にて入金を確認できたその翌日から保険責任が発生し、3月31日までが補償期間となります。			
お支払いする保険金	①法律上の損害賠償金…身体賠償事故の場合:治療費・休業補償・慰謝料等 財物賠償事故の場合:修理費等(修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。) ②費用…被害者に対する応急手当・緊急費用、訴訟になった場合の争訟費用・弁護士費用等(事前に損保ジャパンの承認が必要です。)			

# 傷害保険

## 1. 補償の内容

国内外を問わず、児童生徒が学校の管理下で行う職場体験・就業体験活動・奉仕活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害を被った場合、医師の指示にもとづき入院・通院した場合に保険金をお支払いします。往復途上の事故も対象となります。

※日本スポーツ振興センターの災害共済給付とは関係なく保険金をお支払いします。

- ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を残すなど、後遺障害を被った場合
- ③事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に医師の指示にもとづき入院(入院に準ずる状態を含みます。)した場合\*
- ④事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し、日常生活に支障がある場合\*
- ⑤入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合\*

※短期活動プランー一括加入プランは180日以内

## 2. 補償の対象とならない主な場合

- 被保険者や保険金受取人の故意
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為、ケンカ、無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
- 地震、噴火またはこれらによる津波、戦争その他の暴動(テロ行為を除きます。)
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー等の危険なスポーツをしている間のケガ など

## 3. 保険期間・補償金額(保険金額)・保険料

(②長期活動については団体割引10%適用)

保険金の種類	お支払いする保険金	①短期活動	②長期活動	③一括加入
		1日あたり 30円	1か月あたり 500円	年度あたり 下表のとおり
<b>保 険 料 (1名・1口あたり)</b>				
補償金額	●死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 ●後遺障害の場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の100%~3%をお支払いします。(長期活動プランは100%~4%) ※死亡保険金と後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて、保険金額が限度です。	450万円	180万円	240万円
入院保険金(日額)	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 ※(短期活動プランー一括加入プラン)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数が限度 ※(長期活動プラン)事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の入院日数が限度	4,000円	2,600円	3,000円
通院保険金(日額)	通院(往診を含みます)日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。 ※(短期活動プランー一括加入プラン)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日が限度 ※(長期活動プラン)事故の発生の日からその日を含めて1000日以内の通院に対し90日が限度 ※平常の生活や業務に支障がない程度に回復した後は、保険金をお支払いできません。	2,000円	1,400円	
手術保険金	入院保険金支払われる場合で、所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額に右記倍率を乗じた額をお支払いします。	入院保険金日額の10・20・40倍		

※当制度の契約期間は毎年4月1日から1年間契約を継続しています。各児童・生徒の保険期間が3月~4月にまたがる場合は、保険終期が3/31となり4/1からの分については再度申込みが必要となりますのでご注意ください。

加入年月	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
小・中学校	1,567円	1,437円	1,307円	1,176円	1,045円	915円	784円	653円	523円	392円	261円	131円
高等学校	1,887円	1,730円	1,573円	1,416円	1,258円	1,101円	944円	787円	629円	472円	315円	157円
高等専門学校	2,351円	2,154円	1,959円	1,763円	1,567円	1,371円	1,175円	979円	783円	588円	392円	196円